

議案第8号

瀬戸内市補助金等交付審査会条例の制定について

瀬戸内市補助金等交付審査会条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年2月20日提出

瀬戸内市長 武久 顕也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市補助金等交付審査会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、瀬戸内市補助金等交付規則(平成16年瀬戸内市規則第44号。以下「規則」という。)に定める補助金等のうち、市長が特に必要と認める補助金等(以下「補助金等」という。)の適正な交付を図るため、瀬戸内市補助金等交付審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(所管事務)

第2条 審査会は、市長の諮問に応じ、前条に規定する設置の目的を達成するために必要な事項について審査等を行う。

(組織)

第3条 審査会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、識見を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審査会を代表し、審査会の会務を総括する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代行する。

(会議)

第6条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、若しくは説明を求め、又は必要な資料を提出させることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、当該補助金等を所管する部署において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる審査会は、市長が招集する。

(瀬戸内市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 瀬戸内市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表中「

プロポーザル審査委員会委員	日額 6,000 円	〃	〃	〃	〃	〃
---------------	------------	---	---	---	---	---

」を「

プロポーザル審査委員会委員	日額 6,000 円	〃	〃	〃	〃	〃
補助金等交付審査会委員	日額 6,000 円	〃	〃	〃	〃	〃

」に改める。